

(目的)

第1条 この訓令は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービス（以下「サービス」という。）の提供中に事故が発生した場合における介護保険事業者等（以下「事業者等」という。）の町への報告に関し必要な事項を定め、サービス提供中に発生した事故（以下「介護保険事故」という。）の適切な処理及び当該事故の再発防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供中 事業者がサービスを提供している時間帯（送迎中も含む。）及びサービスの利用者（以下「利用者」という。）が事業者の事業所内にいる時間帯をいう。
- (2) 負傷 医師（施設の勤務医、配置医等を含む。以下同じ。）の診断を受け、投薬、処置等の治療を要したもの又は医師の診断、治療が必要ないと判断されるものであって、利用者又はその家族等から苦情があり、当該家族等に報告する必要があると判断されるものをいう。
- (3) 死亡 病気死亡以外の死亡（死因等に疑義が生じ遺族から苦情がある死亡を含む。）をいう。
- (4) 誤薬 誤った種類、数量若しくは対象者に与薬した場合又は与薬漏れが発生した場合（与薬対象者を誤った場合に発生した与薬漏れも含む。）をいう。

(事故の報告)

第3条 事業者等は、次に掲げる場合には、事業者等又は利用者の過失の有無を問わず、その事故を町に報告するものとする。

- (1) サービス提供中に、利用者が負傷又は死亡した場合。なお、負傷の報告後にある程度の期間を経て利用者が死亡した場合にあっては、事業者等は町に死亡の事実を報告し、町が指示したときには、第4条第1項第2号に規定する報告書の再提出をしなければならない。
- (2) 利用者への誤薬及び服薬介助に伴う事故（利用者の身体への影響の有無を問わない。）が発生した場合
- (3) 食中毒の発生が認められた場合
- (4) 次に掲げる感染症等の発生が認められた場合
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

に定める1・2・3類並びにレジオネラ症、疥癬及び結核

イ 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

ウ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

エ イ及びウに該当しない場合であって、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、事業者等が報告を必要と認めた場合

(5) 職員（事業者等の従業者をいう。）の法令違反、不祥事等が発生した場合。ただし、利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通違反、個人情報の漏洩（疑いを含む。）等、利用者の処遇に影響があるものに限る。

(6) 利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内で発見できない場合（警察、消防等への通報の有無は問わない。）

(7) 利用者の所持品、家財等の破損等により、利用者又はその家族等から苦情が出ている場合

2 前項に掲げる事故について、関連する他の法令に定める届出義務がある場合は、当該法令に従って届出、報告等を行なうものとする。

（事故報告の方法）

第4条 事業者等は、前条に定める事故が発生したときは、次に掲げる方法により、速やかに町に報告するものとする。この場合において、当該事業所の所在する市町村と、事故対象者が属する介護保険者が異なる場合は双方に報告するものとし、他市町村に報告する場合の方法は当該他市町村の指示によるものとする。

(1) 事故の応急措置後に、速やかに電話又は必要に応じて事故報告書（別記様式。以下「報告書」という。）の提出による報告（以下「第1報」という。）を行なうとともに、その報告が確実に到着していることを確認する。

(2) 事業者等は、第1報での報告において、報告書に掲げる項目について、報告時点で確認ができる内容のすべてを報告しなければならない。

(3) 事業者等は、第1報を行った後、2週間以内に報告書により、町に報告（以下「最終報」という。）するとともに、必要に応じて町が求める資料を提出するものとする。

(4) 第1報後、最終報の作成に相当の時間を要する場合は、報告できる事項から順次に報告し、処理状況を明らかにしなければならない。

(5) 報告書の提出は、電子メール、窓口提出又は郵送によるものとする。

（町の対応）

第5条 町は、事故報告を取りまとめ、事故防止の観点から、次に掲げる対応を行なうものとする。

(1) 事業者等の事故処理が誠意を持って行われ、苦情又はトラブルが発生しないよう、必

要な指導を行う。

- (2) 利用者又はその家族等から事業所等の対応に関して苦情があった場合は、事業所に事実確認を行うとともに、利用者又はその家族等に対し、苦情申立ての制度の紹介を行なう。
- (3) 事業者等が運営基準に違反している恐れがあると判断される場合は、県に連絡を行い、県と連携して介護保険者として必要な措置をとる。
- (4) 事故対象者が属する介護保険者が他市町村である事故の場合は、当該他市町村と連携を図り、必要な措置をとるものとする。
- (5) 必要に応じて事業者等、関係機関その他介護保険に関連する団体等に、事故に関する情報提供を行なうとともに、注意の喚起を行って再発の防止に努めるものとする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか介護保険事故の報告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに発生し、かつ、報告を行っている介護保険事故については、なお従前の例による。